

平成三十年十一月三十日受領
答 弁 第 七 二 号

内閣衆質一九七第七二号

平成三十年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 菅 義 偉

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員初鹿明博君提出「子ども・子育て支援新制度」のシンボルマークに「あたしおかあさんだから」の作詞者のイラストが採用された経緯に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出「子ども・子育て支援新制度」のシンボルマークに「あたしおかあさんだから」の作詞者のイラストが採用された経緯に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（平成三十年十一月十六日内閣衆質一九七第三五号。以下「前回答弁書」という。）一、二、五及び七についてでお答えした総合評価落札方式により選定された事業者から提案されたものである。

二について

お尋ねについては、前回答弁書一、二、五及び七についてでお答えした検討委員会（以下単に「検討委員会」という。）の各委員が持つ知見である。

三から六までについて

前回答弁書三についてでお答えしたインターネットによる調査では、三種類のデザイン案のそれぞれについて、「目立つ」、「憶えやすい」、「意味がわかりやすい」、「好感が持てる」及び「国の制度にふさわしい」の五項目ごとに五段階の評価を尋ねた後、それらの五項目ごとに、三種類のデザイン案のうち

から、各項目に最も当てはまる案を選択するよう求めたものである。また、前回答弁書三についてでお答えした対面による調査では、三種類のデザイン案の評価について、「A案」、「B案」、「C案」及び「どれも良いとは思わない」のうちから選択すること等を求めたものである。

検討委員会においては、これらのアンケート調査の結果を踏まえ、様々な議論がなされ、最終的に、絵本作家の「のぶみ」氏のデザイン案が、その他の案より評価され選定されたところである。

七について

子ども・子育て支援新制度のシンボルマークについては、森まさこ内閣府特命担当大臣（当時）の了解を得た上で、平成二十六年一月十四日に記者発表を行ったものである。